



今号では、令和5年12月1日に実施された「九州地区特別支援教育研究連盟 第57回研究大会<福岡大会>」の報告をいたします。新型コロナウイルス感染症の位置付けは「2類感染症」から「5類感染症」へと移行しましたが、今回も「完全対面方式」ではなくハイブリッド型によるオンライン開催(Zoom ミーティング)で実施されました。

なお、大会終了後、オンデマンド配信がされますので、記念講演のみの簡単な報告といたします。



## 九州地区特別支援教育研究連盟 第57回研究大会<福岡大会>報告

1. 期日：令和5年12月1日（金）
2. 会場：ハイブリッド型によるオンライン開催（Zoom ミーティング）

### <記念講演>

#### 「多様な学びの場における特別支援教育の推進」

国立大学法人 福岡教育大学大学院 教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)教授 牛島 玲 先生

#### 1 特別支援教育の現状

- ・全国的な児童生徒数の変容（全国の少子化の流れの中で、日本全国少しずつ減少している。10年間で約0,9倍と緩やかに減少している）。しかしながら、特別支援学校に在籍している児童生徒数は右肩上がりに上昇している。特徴的なのは特別支援学級で、特別支援学校は1,2倍くらいだが、特別支援学級に至っては、この10年間で約2倍以上になっている。特に、自閉症・情緒障害特別支援学級の子供たちの数は3倍近く増加している。
- ・このような現状から、特別支援学校の教師だけではなく、通常の小中学校の先生方においても、特別支援教育の理解を深めることが重要である。
- ・大学等高等教育を受ける学生の中で、自ら「障害がある」と申請できた生徒の数も増えてきている。福岡教育大学においても、合理的配慮を求めるような取組が増えてきている。
- ・インクルーシブ教育と言われると「一緒に学ぶ」という考え方が一般的であるが、日本型の「インクルーシブ教育システム」と考えたときには、特別支援学校や特別支援学級、通級における学びを充実させつつ、この間でしっかり子供たちをつないでいく「共に学ぶ場」としての交流及び共同学習を行っていく総合的な形として、インクルーシブ教育システムが進んでいるという現状がある。
- ・「差別解消法」の中で、「障害を理由とする差別を禁止する」と明記されたが、学校の中で「障害を理由とする差別」とはどんな時に起きているのか？全ての子供たちが教育を受ける権利を持っていて、等しく教育を受ける場や、等しく教育を受けることができない状況を作ってしまうことなどが大きな差別である。
- ・「障害」というのはどこからきているのか？「社会的障壁(障害)」というのは「作り出されているものである」という考え方が一般的になっている。
- ・障害というのは、その環境との関わりの中で、「(活動に)参加したい」「積極的に学びたい」「動きたい」ことを実現するために「うまくいくように周り(環境)を整えていく」という考え方が一般的になってきている。
- ・「障害」というのは、「歩けない」ということなのか「自由に移動できない」ということなのか？学習をする

状況において「自由に移動できない」という環境を解消できれば、他の子と共に学ぶことができる。その環境作りを、教育委員会及び学校が共に行うことができれば、その子の学ぶ権利を平等に保証することができる。つまり「歩けない」というハンディキャップはあっても、共に学ぶことができるという状況を作ることができる。これこそが、障害に対して合理的配慮を行い、教育環境を整えるということにつながる。

## 2 特別支援教育における求められる学力について

- ・特別支援教育においては、教科指導はもちろん大事であるが「卒業後の社会的・職業的自立」を目指して教育活動を展開することが大事である。つまりキャリア教育の視点が大変重要である。
- ・知的障害特別支援学校のキャリア教育の段階として、小学部・中学部・高等部において、各部それぞれに育てなければならない力が明確に示されている。例えば、小学部においては「基礎的な力」、中学部においては「変化に対応する力としての応用する力」、高等部においては「自らの適性の理解や、やりがいなどに基づいた意思決定、働くことの知識・技術の獲得と必要な態度の形成と適応する力」を育てていくことが大事だとされている。このような力を、将来の社会生活に向けてしっかりと育てていくことが、生きて働く学力につながっていく。
- ・教科書等に示されている内容も大事な力であるが、「社会生活能力」や「基本的労働習慣」「職業適性」などの力も併せて育てていかなければならない。
- ・「どのような場面で」「適切に」「状況把握して」「求められていることを発揮できる」など、社会自立した時に『使える力』として、また、全ての学習活動を学びに向けての力として鍛えていかなければならない。
- ・「学んだだけ」ではだめである。「学んだことを使えるようにする」ために、どのような学習指導や環境を準備していけば良いか、頭をひねって考えることが、学校に求められている。
- ・「生きる力」は「生き抜くための力」である。「知識をしっかりと働かせて使えるものにする」ことが「知恵」である。

## 3 特別支援学校・特別支援学級などにおける授業づくり

- ・「個別の指導計画」は作らなければならないから作るのではなく、「個別最適化」の視点において必要であるから作るのである。
- ・特別支援学校や特別支援学級において、同じ学年だから同じレディネスで整っているというケースはほとんどない。同じ知的障害の学級でもかなりの学力差があり、学習目標や学習内容などが違う児童生徒に対して一つの学級の中で指導していく難しさがある。
- ・目標設定の際には、「必要性」「適時性」「達成可能性」などの視点で考える（「頑張ればできる」「出来つつあることを確実にできるようにする」）。だからこそ、しっかりと出口を見つめ、子供たちにどんな課題を達成させていくのかを具体的に考えていかなければならない。この「スモールステップ」の階段が、高すぎても低すぎても子供たちにとって適切なハードルにはならない。
- ・特別支援教育において最も難しいのは、レディネスとして、目の前の子供たちが何を、どこまで獲得できているのかを分かっているか（⇒実態把握の重要性）。
- ・実態差のある学級内の児童生徒の指導において、「個別の指導は無理」「一人一人の目標達成なんて難しい」というような声を聞くことがある。その時に考えられる方法は「できる限りのカテゴライズをする」ということである。一斉指導で何かをしようとするときは、一定程度の塊（習熟度別のグループ）を作ることによって、支援を焦点化・具体化することができる。
- ・子供たちは「やりたい」と思ったときに、「どうすればできそうかな？」という見通しを持つと自分からやりたがる。やり方が分からなければ、やりたくてもできない。楽しい活動であればあるほど、やり方が分かれば自分から行動を起こす（自分でできた⇒「正の自己評価」）。
- ・教師が行う支援は誰のための支援なのか？指導する子供たちが、自分の力で、時間の中で乗り越えることができるような支援になっているのかという視点で、授業を振り返ることが大事である。
- ・子供たちが「できない」のは、できないような環境作りしかできていない教師のせいである。子供たちが自分の力でステップアップするようにしていかなければならない。
- ・学びへのアクセスというのは教師が環境を整えるが、子供たちが積極的に自らアクセスするような状況作りを、単元を通して取り組んでいかなければならない。このことは、将来、自分の困難さにしっかりと向き合い、合理的配慮を職場の方などにしっかりと申請出来るような大人になっていくことの一歩でもある。
- ・「変化と繰り返し」⇒「内容を変化させて活動を繰り返す、活動を変化させて内容を繰り返す」など様々な取組がある。子供たちにとってより良い学びとはどういう学びであるかを柔軟に考えなければならぬ。

#### 4 通常学級における授業づくりと合理的配慮

- ・授業は全ての子供に平等に行わなければならない。これは「教育権の保証」と言われているが、だからこそ通常の学級においても、ユニバーサルデザインや合理的配慮を提供していかななければならない。
- ・学習を授業のユニバーサルデザイン化モデル（学びの階層）「参加(活動する)」「理解(分かる)」「習得(身に付ける)」「活用(使う)」の4段階で見ると、「参加(活動する)」が一番のポイントである。
- ・「参加(活動する)」のハードルは高く、参加を促すためには「場の構造化」「刺激量の調整」「ルール of 明確化」「時間の構造化」「周りの子供たちの理解を促進」などが必要である。
- ・子供たちがうまくいかない時には、教師が振り返るべき(教師にしか環境調整はできない)。子供たちに学習に適應することを求めることは、障害からくる困難さ故に難しい。子供たちに責任を負わせるのではなく、教師ができることは何なのかを考えなければならない。
- ・ユニバーサルデザインの視点で考える段階ごとの配慮事項としては「導入段階のイメージ化」「興味関心を高める取組」「展開前段では、しっかり自分の考えを作るための支援」「展開後段では、子供たち同士で自分の考えを交流する場面をしっかりと作っていく」というような学習過程が大事である。
- ・Aさんにとって分かりやすい授業をすることは、他の子供たちにとっても分かりやすい授業になる。
- ・障害には障害特性や個人差があるが、障害特性だけで語るのではなく、本人としっかりと意思の確認を行い、合意形成を図り、そして合理的配慮を提供していく。「この障害だから、こんな感じですよ」という紋切り型ではなく、子供たちと確認し合いながら進めていくことで適切化された合理的配慮になる。

#### 5 心のバリアフリーの育成に向けて

- ・発達障害のことを考えていくときに、二次的障害から逃げることはできない。これらの二次的な問題による不適應の問題を考える際は、見えている現象への対応だけではなく、見えない部分にも意識を向け、背景や要因を考えて対応することが大事である。「不登校があったから」「いじめがあったから」というように、そこだけで終わってはいけない。
- ・複数の要因が絡んでいることが多いので、アセスメントをすることが重要である。その際には、多様な見方が必ずできるので、幅広い方略を考えながら中心課題を見つけることが大事である。しかし、その過程に「子供と話す」ということを忘れないようにする。「子供たちの気持ち」に目を向けるようにする。
- ・大事にしないといけないことは、問題行動が起きてしまったからの対応では後手を踏んでしまう。だからこそ、問題が起きないように、その前提として「何があったから、この問題が起きてしまったのか」という点を考えること、また、子供たちに不適應状態を起こさせないという視点が大事である。
- ・自己肯定感が落ちていることによって、自分を認めることができないという子供たちが増えている。
- ・子供への見る目を変えることで、教師としての有り様をかえることができる。
- ・自分の苦手なことを認め、周りの人に依頼できるようになることが大切である。周囲の助けをうまく活用しながら、自分らしく生活することが大事である。
- ・交流及び共同学習を推進するにあたっては、「行ってらっしゃい！」と送り出すだけではなく、交流先の先生方と、しっかりと打ち合わせをして、「この子にどのような学びをさせるのか」ということをしっかりと預けなければならない。
- ・交流先の先生が、周りの子供たちに分かるように「〇〇さん、頑張ったね！」などしっかりと称賛することで他の子供たちも、その子を認めるような雰囲気になる(学級づくりにおいて重要な視点)。



オンデマンド配信については、事務局(福岡県)より参加者宛てにメールにてお知らせが届いております。各分科会の内容については、そちらをご覧ください。



